

15年ぶりの指定規則改正に向けて — 10年先の診療放射線技師養成教育について —

中澤 靖夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長



平成12年に診療放射線技師学校および養成所におけるカリキュラムの見直しが行われ、平成13年3月10日付をもって診療放射線技師学校養成所指定規則が改正された。この改正からすでに15年が経過し、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大などにより、診療放射線技師に求められる臨床技術や能力が変化しているため、抜本的な改正が必要である。医療安全の担保とチーム医療の推進の観点から、平成22年4月30日付「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について（医政発0430第1号）」により、画像診断における読影の補助、放射線検査などに関する説明・相談について、診療放射線技師の業務として明記された。さらに業務拡大に伴う診療放射線技師法の一部改正に伴い、平成27年2月20日付「診療放射線技師学校養成所指定規則

の一部改正（医政発0220第2号）」が行われ、93単位から95単位になったが抜本的改正には至っていない。

文部科学省は平成26年度予算として、課題解決型高度医療人材養成プログラムを提案し、高度な教育力・技術力を有する大学が核となって、わが国が抱える医療現場の諸課題などに対して、科学的根拠に基づいた医療を提供できる優れた医師・歯科医師・看護師・薬剤師・診療放射線技師などを養成するための教育プログラムを実践・展開するとして各大学に研究チームを公募し、26大学が中心となって研究に着手している。採用された大学の研究領域を見てみると、医療の質管理領域・災害医療領域・臨床医学教育研究領域・難治性疾患診断治療領域・地域での暮らしや看取りまで見据えた看護が提供できる看護師の養成など、多岐にわたっている。高度医療人の養成においては世界標準である参加型実習を取り入れ、学部教員と臨床教員の人材交流を通じて臨床実習プログラムを充実させていく必要がある。臨床実習プログラム委員会は、臨床実習指導教員・学部教員・学生で構成し、学生の意見も取り入れ、臨床現場で発生する課題を自ら考え解決に向けた工程を構築できる人材を養成していく必要がある。

メディカルスタッフにおける15年ぶりの指定規則の改正の流れは、その専門職の学問の発展と医学教育における世界標準の考え方が深く影響している。柔道整復師においては85単位から99単位に引き上げ、職業倫理の授業を必修化した。あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師は93単位から100単位とした。理学療法士・作業療法士は100数単位の議論を厚生労働省で行っている。本会は平成26年から厚生労働省と協議し、全国診療放射線技師教育施設協議会と合同で平成27年9月29日に「診療放射線技師関連法令および臨床実習のあり方検討委員会」を結成し、5回にわたる検討委員会を開催し「診療放射線技師関連法令および臨床実習のあり方検討委員会報告書」として105単位を取りまとめた。

ところが、全国診療放射線技師教育施設協議会（当番校：京都医療科学大学）は平成28年6月に新たに委員会を立ち上げ、97単位を取りまとめた。15年前の単位数より2単位の増加である。この数字は、私たち診療放射線技師職の学問の発展はこの15年間でたったの2単位しかないということを意味し、今後、10年先も三年制の専門学校教育でいいという考え方である。職業の発展を支えているものは教育内容そのものである。15年ぶりの指定規則の改正において、10年先の診療放射線技師教育の内容を検討する上で、診療放射線技師教育に携わる全ての教員はいま一度原点に立ち返り、私欲を捨て、診療放射線技師の教育の在り方を真摯に検討していただきたいと願うものである。